

## 浜松市緑地協定区域樹木等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市緑地協定実施要綱に基づいた緑地協定区域において、緑の団地を形成し、緑豊かで住み良い生活環境や美しい景観を創出することを目的とし、緑化を行う者に対し、樹木等を交付することについて必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑地協定区域 浜松市緑地協定実施要綱により認められた緑地協定区域をいう。
- (2) 専用住宅 専ら人の住居の用に供する建築物。
- (3) 併用住宅 一つの建築物において、住宅と店舗、事務所その他住宅以外の用途に供する部分を合わせもつ住宅。
- (4) 戸建住宅 一棟で1戸の住宅。
- (5) 共同住宅 2戸以上の世帯が廊下、階段、玄関ホール等を共用する住宅。マンション、アパートが該当する。
- (6) 専用庭 共同住宅の各入居者が専用使用できる庭。
- (7) 道路 建築基準法第42条に規定する道路及び公道、私道のうち一般の通行の用に供しているもの。

(交付対象者)

第3条 樹木等の交付の対象となる者は、本市に居住する者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 緑地協定区域内の専用住宅（共同住宅を含む。以下この条において同じ。）に居住する者又は専用住宅を所有する者（法人は除く）。
- (2) 緑地協定区域内の専用住宅に居住しようとする者。

(交付対象となる場所)

第4条 樹木等の交付の対象となる場所は緑地協定区域内に存する戸建住宅である専用住宅及び併用住宅の敷地並びに共同住宅の専用庭とする。樹木等のうち、生垣用苗木又は低木が交付対象となる場所は、道路からよく見え、道路との境界が道路中心線から2m以上後退した場所とする。

- 2 隣地との境界に生垣又は低木を設置しようとする場合については、道路から建物後退線までの部分とし、最大延長3mまで交付できるものとする。
- 3 敷地が風致地区にある場合や、生垣用の樹種として市の郷土樹種であるイヌマキのみを使用する場合には、第1項及び第2項の規定によらない。すなわち、幅員4m以上の道路に面する部分に限らず、全ての隣地境界部分について生垣用苗木又は低木を交付することができるものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、「ゆう・おおひとみ分譲地」の遊歩道については、幅員が

4 m未満でも、交付の対象とする。

- 5 道路と建物間に水路、駐車場、家庭菜園等の空地がある場合、その空地と建物間に生垣用苗木又は低木を植栽しようとする場合は交付の対象とする。ただし、その空地が少なくとも5年間は空地のままであることが担保できることを条件とする。なお、交付の対象となる場所は道路と平行する部分に限定する。

(植栽基準)

第5条 樹木等の植栽は、次に掲げるいずれの条件にも該当するものでなければならない。ただし、緑地協定書に、より多くの植栽を行うように定められている場合は、協定書に従うものとする。

(1) 低木

ア 1団の植栽地が1㎡以上であること。

イ 1㎡当たりに苗木を4本以上植え込むこと。

(2) 生垣

ア 延長が連続して2m以上であること。

イ 概ね直線状で、1m当たりに苗木を3本以上列状に植え込むこと。

ウ 道路から生垣の視認を遮る工作物等がないこと。道路と生垣の間に工作物等がある場合は、高さが生垣の根元から0.5m以下、又はネットフェンスや格子フェンスなどの見通しが良い開放的なフェンス等とし、正面から見たときの開口率が50%以上のものとする。ただし、道路から生垣の視認を遮らないカーポートや生垣を作るための支柱等についてはこの限りではない。

(3) ツタ類 1m当たり2株以上又は1㎡当たり9株以上植え込むこと。

(交付物と交付上限)

第6条 交付物は、緑化に必要と認められる樹木(生垣用苗木、低木、庭木用樹木のいずれか1つ)と、景観木及びツタ類とする。1申請地の交付の上限は次の各号に定めるものとする。ただし、樹木等の交付は予算の範囲内において行うものとする。

(1) 生垣用苗木は、アラカシ、ウバメガシ、イヌマキ、サザンカ、ヒイラギモクセイ、アカバナトキワマンサク、シロバナトキワマンサク、キンメツゲ、セイヨウイボ(プリペット)から申請者が選択するものとし、樹高は0.5~0.8m程度とする。交付本数は、設置延長1m当たり4本までとし、100本を上限とする。なお、緑化を行おうとする敷地が緑地協定区域及び風致地区の双方に該当する場合においても、1申請地の交付は100本を上限とする。

(2) 低木は、交付する苗木の樹高は0.3~0.5m程度とする。交付本数は1㎡当たり9本までとし、100株を上限とする。

(3) 庭木用樹木は、クロガネモチ、モッコク、ヤマモモから申請者が選択するものとし、樹高は1.0m程度とする。交付本数は3本を上限とする。

(4) 景観木は、コブシ、ハクモクレン、ハナミズキ、クロガネモチ、シダレザクラ、ゲ

ツケイジュ、モッコク、キンモクセイ、ヤマモモから区域ごとに定められた樹種を交付するものとし、交付する樹木の樹高は1.5m程度とする。交付本数は1本とする。

(5) ツタ類はヘデラ、イタビカズラから申請者が選択するものとし、交付するツタ類の長さは0.3m程度とする。交付株数は、設置延長1m当たり4株までとし、100株を上限とする。

(交付時期)

第7条 樹木等の交付は原則として、交付申請から1ヶ月半程度の準備期間を要するものとする。植栽不適期である7月、8月、9月、1月及び2月の交付は行わないものとする。

(交付場所)

第8条 樹木等の交付を受ける場所は、次の各号のいずれかに該当するものとする。また、樹木等の運搬等は申請者が行うことを基本とする。

- (1) 緑化推進センター
- (2) その他、市長が認める場所

(交付申請)

第9条 樹木等の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 緑地協定区域樹木等交付申請書（第1号様式）
- (2) 樹木等設置場所案内図
- (3) 樹木等設置計画図
- (4) 樹木等設置場所現況写真
- (5) 第5条第2号ウに定める工作物を設置する場合は、その立面図
- (6) 第3条第2号に規定する者で、第1号の書類により当該敷地に居住しようとすることが明らかでない場合は、当該敷地に居住しようとすることが明らかであることを証する書類

2 共同住宅の専用庭に生垣を設置しようとする場合は、申請者及び共同住宅の管理者の連署で申請するものとする。

3 同一敷地内において一度に植栽できない場合等は、2回以上に分けて申請できるものとする。ただし、同一敷地内において第6条に規定する交付本数の上限を超えて交付することはできない。

4 交付申請の受付期間は4月から翌年の1月末までとする。ただし、10月以降に交付を希望する場合は、交付希望日の3ヶ月前からとする。

(交付決定)

第10条 市長は、前条第1項各号に規定する書類の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、緑地協定地区樹木等交付決定通知書（第2号様式）をもって、申請者に通知する。

(申請の変更、取下げ)

第11条 交付申請後の自己都合による、数量の変更(以下、「変更」という)、申請の取下げ(以下、「取下げ」という)、交付を受けた苗木の返還(以下、「返還」という)は認めない。ただし、やむをえない事情による場合は、次の各号に掲げる書類を市長に提出し、承認を得て行うことができる。

- (1) 変更 緑地協定区域樹木等交付変更申請書(第3号様式)及び当該変更に係る書類
- (2) 取下げ 緑地協定区域樹木等交付申請取下げ届(第5号様式)。
- (3) 返還 緑地協定区域樹木等交付辞退届(第5号様式)。

2 変更の申請に対しては、審査及び必要な調査を行い、内容が適していると認めた場合には、緑地協定区域樹木等交付変更決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知する。

(完了報告)

第12条 樹木等の交付を受けた者は、交付を受けた樹木等の植栽が完了した日以後、速やかに緑地協定区域樹木等植栽完了報告書(第6号様式)に植栽完了後の写真を添えて市長に提出しなければならない。

(管理)

第13条 交付を受けた樹木等の管理にあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 樹木等の健全な育成に努めること。
- (2) 植栽後5年間は、伐採又は移動をしないこと。
- (3) 樹木等が枯死したときは、直ちに補植し、原状に回復すること。

(返還命令)

第14条 交付を受けた樹木等を、交付決定内容と違う用途・場所等で使用した者に対し、市長は、緑地協定区域樹木等返還命令書(第7号様式)により、交付物の返還を命ずることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

（あて先）浜松市長

（申請者）郵便番号

住 所

氏 名

連絡先

（運営委員長）氏 名

（署名又は記名押印をしてください。）

### 緑地協定区域樹木等交付申請書

浜松市緑地協定区域樹木等交付要綱に基づき、樹木等の交付を下記のとおり申請します。  
記

#### 1 申請する樹木等

植 物 名		植栽規模 (m、㎡)	数量 (本、株)	備 考
※1つ選択	生垣用苗木			
	低 木			
	庭木用樹木			
	景観木			
	ツタ類			

#### 2 植栽予定場所

浜松市 区 ( 緑地協定地区)  
(風致地区の場合： 風致地区)

#### 3 交付希望日

年 月 日 ※10月以降に交付を希望する場合は、交付希望日の3ヶ月前から受付します。

#### 4 添付書類

以下の①～④の書類を添付してください。 チェック欄

①案内図	・最寄りの目標物から植栽を行う住宅までの地図。	
②計画図	・見取り図に、道路の幅、植栽の配置、樹種名、及び本数を記入。 ・同一の敷地において、2回目以降の申請を行なう場合は、以前に交付を受けて設置した場所、本数が分かるように記入。	
③現況写真	・植栽する場所全体の現況が確認できる写真。	
④工作物の立面図	・フェンスなどを設置する場合、高さや開口率が確認できる図面。	

※ 交付申請の受付期間は、事業実施年度の4月から1月までとします。ただし、10月以降に交付を希望する場合は、交付希望日の3ヶ月前からとします。

※ 交付する樹木等の樹種および数量の上限は要綱をご確認ください。

※ 樹木等の交付は申請から1ヶ月半程度の期間を要しますので、あらかじめご了承ください。

※ 7月、8月、9月、1月、2月の交付はできません。

様

浜松市長 ○○ ○○

### 緑地協定区域樹木等交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった樹木等について、下記のとおり交付決定しましたので、通知します。

記

#### 1 交付する樹木等

植 物 名		植栽規模 (m、m <sup>2</sup> )	数量 (本、株)	備 考
※1つ選択	生垣用苗木			
	低 木			
	庭木用樹木			
	景観木			
	ツタ類			

#### 2 交付期間

下記の期間にて、樹木等の受け取りをお願いします。

年 月 日 ～ 年 月 日

#### 3 交付場所

緑化推進センター（住所：浜松市中央区大塚町1876-1）

（Tel 053-426-2300）

※ 浜松市中央卸売市場の南隣です。

※ 業務取り扱い時間 年末年始を除く、9：00～17：00

※ 事前にお問合せのうえ、管理棟へお越しください。

#### 4 交付の条件

(1) 樹木等の健全な育成に努めること。

(2) 植栽後5年間は、伐採又は移動をしないこと。

(3) 樹木等が枯死したときは、直ちに補植し、原状に回復すること。

（あて先）浜松市長

（申請者）郵便番号

住 所

（ 緑地協定地区）

氏 名

連 絡 先

（署名又は記名押印をしてください。）

## 緑地協定区域樹木等交付変更申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって交付の決定を受けた樹木等について、下記の理由により変更したいので申請します。

記

### 1 変更理由

### 2 変更内容



様

浜松市長 ○○ ○○

### 緑地協定区域樹木等交付変更決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった樹木等について、下記のとおり変更交付決定しましたので、通知します。

記

#### 1 交付する樹木等

植 物 名		植栽規模 (m、m <sup>2</sup> )	数量 (本、株)	備 考
※1つ選択	生垣用苗木			
	低 木			
	庭木用樹木			
景観木				
ツタ類				

#### 2 交付期間

下記の期間にて、樹木等の受け取りをお願いします。

年 月 日 ~ 年 月 日

#### 3 交付場所

緑化推進センター（住所：浜松市中央区大塚町1876-1）

（TEL 053-426-2300）

※ 浜松市中央卸売市場の南隣です。

※ 業務取り扱い時間 年末年始を除く、9:00~17:00

※ 事前にお問合せのうえ、管理棟へお越してください。

#### 4 交付の条件

- (1) 樹木等の健全な育成に努めること。
- (2) 植栽後5年間は、伐採又は移動をしないこと。
- (3) 樹木等が枯死したときは、直ちに補植し、原状に回復すること。

年 月 日

（あて先）浜松市長

（申請者）郵便番号

住 所

（ 緑地協定地区）

氏 名

連 絡 先

（署名又は記名押印をしてください。）

緑地協定区域樹木等

交付申請取り下げ 届  
交付辞退

交付申請取り下げ

年 月 日付けで提出した緑地協定区域樹木等交付申請について申請を取り  
下げます。

交付辞退

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって交付の決定を受けた樹木  
等について、下記の理由により交付を辞退します。

記

1.  交付申請取り下げ 理由  
 交付辞退

（あて先）浜松市長

（申請者）郵便番号

住 所

氏 名

連絡先

（署名又は記名押印をしてください。）

### 緑地協定区域樹木等植栽完了報告書

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって交付を受けた樹木等について、植栽が完了しましたので、報告します。

記

#### 1 植栽した樹木等

植 物 名		植栽規模 (m、m <sup>2</sup> )	数量 (本、株)	備 考
※1つ選択	生垣用苗木			
	低 木			
	庭木用樹木			
	景観木			
	ツタ類			

#### 2 樹木等を植栽した場所

浜松市 区 ( 緑地協定地区)

(風致地区の場合： 風致地区)

#### 3 設置日

年 月 日

#### 4 添付書類

以下の書類を添付してください。

チェック欄

植栽後の写真	・植栽した樹木等全てが確認できる写真。	
--------	---------------------	--

様

浜松市長 ○○ ○○

### 緑地協定区域樹木等返還命令書

年 月 日付浜松市指令 第 号をもって交付を通知した樹木等について、下記のとおり返還を命じます。

記

#### 1 返還理由

#### 2 返還を命じる樹木等

植 物 名		数 量 (本、株)	備 考
※1つ選択	生垣用苗木		
	低 木		
	庭木用樹木		
景観木			
ツタ類			

#### 3 返還場所

緑化推進センター（住所：浜松市中央区大塚町1876-1）

（TEL 053-426-2300）

※ 浜松市中央卸売市場の南隣です。

※ 業務取り扱い時間 年末年始を除く、9:00～17:00

#### 4 返還方法